

## 「安曇野市景観条例」の改正に関する意見等の募集について

「安曇野市景観条例」の改正素案に対する意見を募集します。

### ■改正の背景

景観計画の改定に合わせて、条例制定からこの間の制度運用上の課題等を精査し、条例の目的を達成及びより円滑・適正な制度運用のため改正するものです。

### ■意見募集について

#### ○募集期間

令和7年12月22日（月曜日）から令和8年1月20日（火曜日）

#### ○意見を提出できる者

- 市内在住、在学、在勤者または市内で事業等を行う個人や団体
- 市税の納税者
- その他実施機関が行う政策等に利害関係を有する者

#### ○意見等の提出方法

任意の様式に、以下「記載事項」を日本語で記載の上、以下「提出方法」のいずれかの方法で提出してください。必要事項の記載がない場合、意見書の受付ができません。

(記載事項)

	内容	備考
1	氏名	団体等の場合は団体名及び代表者の氏名
2	住所	団体等の場合は所在地
3	電話番号	—
4	意見・提言等	—

(提出方法) 以下いずれかの方法で提出してください。

	方法	宛先
1	郵便	399-8281 安曇野市豊科 6000 番地 建築住宅課建築景観係
2	ファクシミリ	0263-72-3569
3	電子メール	kenchikujuutaku@city.azumino.nagano.jp
4	書面の直接提出	建築住宅課窓口（本庁2階15番窓口）又は各支所

#### ○その他

- 提出された意見は、内容をとりまとめ、市の見解と共に公表します。（個々の意見等に対して直接の回答はしませんので、ご了承ください。）
- 改正素案は、ホームページ、市掲示場でも公表しています。

### ■問合せ先

都市建設部 建築住宅課 建築景観係

電話：0263-71-2242（直通） FAX：0263-72-3569

メール：kenchikujuutaku@city.azumino.nagano.jp